

地域包括支援センター丹南きらめき 運営規程

(事業の目的)

第1条 福井県民生活協同組合が設置する地域包括支援センター丹南きらめき（以下、「センター」という。）が行う地域包括支援事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの専門職が、適切な地域包括ケアを実現することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 センターの専門職は、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう利用者の立場にたって支援を行う。

- 2 事業の実施にあたっては、できる限り要介護にならないよう「介護予防サービス」を適切に確保できるようその調整に努める。
- 3 事業の実施にあたっては、要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される「包括的かつ継続的なサービス体制」を確立するよう努める。

(センターの名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	地域包括支援センター 丹南きらめき
所在地	福井県越前市家久町49字

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 センターに勤務する専門職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- | | |
|---------------|----------|
| (1) 保健師 | 1 名 (常勤) |
| (2) 社会福祉士 | 1 名 (常勤) |
| (3) 主任介護支援専門員 | 1 名 (常勤) |
| (4) その他の職員 | 1 名 以上 |

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～金曜日（土曜日、日曜日、12/31～1/3は休み）
- (2) 営業時間 8時30分～17時30分
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(センターの基本機能)

第6条 センターは、以下の基本機能を担うものとする。

- (1) 地域に総合的、重層的な「地域包括支援ネットワーク」を構築する。（共通的基盤整備）
- (2) 高齢者の相談を総合的に受け止め、訪問により、実態把握の上必要なサービスにつなげる。また、虐待の防止等高齢者の権利擁護に努める。（総合相談支援・権利擁護）

- (3) 高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援する。(包括的・継続的ケアマネジメント支援)
- (4) 介護予防事業、新たな予防給付が効果的かつ効率的に提供されるよう、適切なマネジメントを行う。

(事業の委託)

第7条 センターは、第7条第4号の介護予防支援を行うにあたって介護予防サービス計画書の作成・変更、経過観察、再評価、記録の作成・保管等の業務を他の居宅介護支援事業者に委託することができるものとする。

(通常の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、吉野地区、大虫地区とする。

(その他運営についての留意事項)

第9条 センターは、主任介護支援専門員等の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 継続研修 年2回以上

(虐待防止に関する事項)

第9条 センターは、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) センターにおける虐待防止のための対策を検討する委員会(IT機器等を活用して行うことができる。)を定期的で開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) センターにおける虐待防止のための指針を整備すること。
- (3) センター職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年1回以上)に開催すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 センターは、サービス提供中に、従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(ハラスメント対策の強化)

第10条 男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、次の措置を講じるものとする。なお、性的な言動については事業所内に限らず、利用者や家族等から受けるものも含まれる。

- (1) 事業所内の方針及び明確化及びその周知・啓発
- (2) 相談・苦情に応じ適切に対応するために必要な体制の整備

(秘密の保持)

第11条 センターは、業務上知り得た高齢者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、高齢者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、第三者に対して秘匿する。

- 2 職員であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

（苦情対応）

第12条 センターは、高齢者からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、高齢者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第13条 センターは、感染症又は災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 センターは、センター職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 センターは、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第14条 センターはセンターにおいて感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（IT機器等を活用して行うことができるものとする。）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、センター職員への周知徹底を図るものとする。
- 2 センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 3 センターにおいて、センター職員に対し、感染症の予防及びまん延のための研修（年1回以上）及び訓練（年1回以上）を定期的実施する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

地域包括支援センター丹南きらめき 指定介護予防支援事業所運営規定

(目的)

第1条 この規定は、福井県民生活協同組合が開設する指定介護予防支援事業所(以下「事業所」という。)が行う指定介護予防支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な事項を定めることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 介護保険における予防給付の対象となる要支援者(以下「利用者」という。)が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画(以下「計画」という。)を作成する。

2 計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との綿密な連携を図る。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)名称 地域包括支援センター丹南きらめき

(2)所在地 福井県越前市家久町49字

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者 1名

(1)管理者は、事業所の職員の管理及び教務の管理を一元的に行う。

2 担当職員 主任介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員 1名以上

(2)担当職員は、指定介護予防支援の提供にあたるものとする。

(職員の勤務体制等)

第5条 事業所の職員の勤務体制は、組合就業規則に定めるところによる。

2 管理者は毎月勤務表を前日の15日までに作成し、当該職員に周知するものとする。

3 指定介護予防支援の業務は、介護支援専門員が担当するものとする。

4 管理者は、事業所の職員に対し、資質向上のための研修の機会を下記の通り確保するものとする。

採用時研修 採用時1ヶ月以内
継続研修 年2回以上

5 管理者は、事業所の職員に対し清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1)営業日 月曜日～金曜日(土曜日、日曜日、12/31～1/3は休み)

(2)営業時間 8時30分～17時30分

(指定介護予防支援の提供方法及び内容)

第7条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談は事業所内及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行うものとする。
- (2) 利用者及び家族の面接により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。
- (3) サービス担当者会議を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた計画を作成する。
- (4) 指定介護予防サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画変更を行う。
- (5) 計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。
- (6) その他、「介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(厚生労働省令第37号第29条から第31条)に従って実施する。

(利用料)

第8条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

(事業の委託)

第9条 事業所は、介護予防支援を行うにあたって介護予防サービス計画書の作成・変更、経過観察、再評価、記録の作成・保管等の業務を他の居宅介護支援事業者に委託することができるものとする。

(利用契約)

第10条 事業所が介護予防支援を行うにあたっては、利用者と介護予防支援契約書を締結しなければならない。

(通常の事業の実施地区)

第11条 通常の事業の実施地区は吉野地区、大虫地区とする。

(苦情処理)

第12条 事業所は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置く。担当職員は、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年1回以上)に開催すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 事業者は、サービス提供中に、従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。
(身体拘束等の禁止)

第14条 事業者は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下この条において「身体拘束等」という。)を行わないものとする。

- 2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(ハラスメント対策の強化)

第15条 事業者は、適切な指定介護予防居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症又は災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第17条 事業所は当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図るものとする。
- 2 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 3 当該事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延のための研修(年1回以上)及び訓練(年1回以上)を定期的実施する。

(掲示及び広告等)

第18条 事業所は、事業所の見やすい場所に、この規定の概要、職員の勤務体制、利用料の額、その他利用者のサービスの選択に質すると認められる重要事項を掲示、及び、ウェブサイトに掲載するものとする。

- 2 事業所の業務を広告する必要がある場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(秘密の保持)

第19条 職員は、業務上知り得た高齢者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、高齢者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書(情報提供同意書)により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、第三者に対して秘匿する。

- 2 職員であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

(事故発生時における対応方法)

第20条 事業所は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(身分証携行義務)

第21条

介護支援専門員は、常に身分証を携帯し、初回訪問時及び利用者又は家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

(その他運営についての重要事項)

第22条 利用者と事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

1. この契約に定めのない事項については、介護保険に関する法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

付則 この規定は 令和6年4月1日から施行する。